

議会運営委員会所管事務調査報告書

本委員会の所管事務調査として、会議規則第 75 条の規定により閉会中の継続調査として申し出した次の事件について、調査を終えたので同規則第 77 条の規定により報告する。

平成 30 年 3 月 6 日

上富良野町議会議長 西 村 昭 教 様

議会運営委員長 佐 川 典 子

記

調査事件名 先進市町村行政調査について

I 調査の経過

本委員会は平成 29 年第 3 回定例会において、閉会中の継続調査として申し出した先進市町村行政調査について、平成 29 年 10 月から 5 回の委員会を開催し調査を行い、1 月 22 日浦幌町議会で「議会モニター制度、議員のなり手不足」、1 月 23 日芽室町議会において「議会改革、議会サポーター制度」について、それぞれ常任委員会の活動について先進事例の調査を行った。

II 調査の概要

1 浦幌町の概要

総世帯数 2,317 世帯、総人口 4,947 人、男 2,377 人、女 2,570 人
(平成 29 年 4 月現在)

浦幌町は、十勝総合振興局管内の最東端にあり、東は釧路市と白糠町に接し、西は豊頃町・池田町に、南は太平洋、北は本別町に隣接している。面積は 729.85 km² と広大な面積を有し、農業・林業・漁業を柱とした第一次産業を基幹産業とした町である。

浦幌町議会は、議員定数 11 名。総務文教厚生常任委員会 5 名、産業建設常任委員会 5 名、議会運営委員会 5 名、議会広報編集特別委員会 5 名の構成となっている。

(1) 議会モニター制度について

ア 目的

浦幌町議会基本条例第 17 条第 1 項の規定に基づき、町民が議会活動に参加する機会を確保し、町民からの要望、提言その他の意見を広く聴取し、町議会がより民主的に運営することを目的としている。

イ 経緯

議会モニター制度は、議会基本条例が平成 25 年 4 月 1 日に施行されたことに伴い、正式に実施された。平成 23 年 5 月から平成 27 年 4 月を第 1 次議会の活性化とし、その中で第 1 期のモニター制度が実施された。平成 25 年 4 月から平成 27 年 3 月まで 5 名のモニターで 5 回の会議が行われた。

平成 27 年 5 月から平成 31 年 4 月までを第 2 次議会の活性化とし、平成 27 年 4 月から平成 29 年 3 月までを第 2 期、平成 29 年 4 月から平成 31 年 4 月までが第 3 期となっている。第 2 期には、6 名のモニターで 5 回の会議が行われ、第 2 回のモニター会議は、初のワールドカフェ方式で行われた。第 3 回、第 4 回のモニター会議では「議員のなり手不足」で意見交換を行っている。

平成 29 年から現在、第 3 期のモニター制度が実施されており、2 回の会議が行われている。第 2 回のモニター会議では、「町の防災体制・議員のなり手不足」で意見交換を行っている。

また、議会モニターの声を平成 28 年 7 月から議会だよりに掲載し、広く町民へ公開している。

ウ 内容

議会モニターとなる要件は、公務員、各種行政委員を除く年齢が満 18 歳以上の町民で、町議会の仕組みや運営に関心のある方、町政や地域社会の発展に関心のある方の 3 点である。

議会モニターは、①議会や常任委員会を傍聴の上、感想・意見・提案を寄せる、②1 年目は年 5 回（第 1 回モニター会議：4 月、第 2 回モニター会議：9 月、第 5 回モニター会議：3 月、議会だより、ホームページ）、感想・意見・提案を寄せる、③議会改革及び活性化などに意見・提案を寄せる、④議員との懇談会に出席の上、意見交換をする、⑤議会報告会に出席の上、意見や提案をする、⑥議会の評価を年 2 回する。以上 6 点が業務である。

任期は 2 年で、報償はないが、1 年間のお礼として記念品を贈呈している。

議員とのモニター会議は前期（9 月）と後期（3 月）の 2 回開催し、意見交換を行う。

(2) 議員のなり手不足について

ア 経緯

平成 26 年 3 月に、議員定数を 13 人から 2 人減の 11 人とし、議員報酬についても浦幌町特別職等報酬審議会の審議により、145,000 円から 175,000 円へ改正されたが、平成 27 年 4 月の町議選で立候補が 10 人にとどまり、1 人の欠員が生じている。

イ 内容

改選後の 2 年間を第 2 次議会の活性化とし、町民に身近な議会を目指すため、①地方議会の役割、②監視・評価機能の強化、③調査・研修・政策立案機能の充実、④議会組織、議会運営のあり方、⑤町民に身近な・開かれた・町民参加の議会の 5 項目を議会活性化の視点と位置づけ、検討をしている。

その中の、視点①地方議会の役割で「議員のなり手不足」を最優先課題と位置づけ、その詳細として 11 の課題項目を掲げ、協議し、欠員となった原因やあるべき姿を町民と共に考えていった。

平成 27 年 10 月に札幌大学教授による「議員のなり手不足」の議員研修会と、「議員のなり手不足を考える」と題して、町民に対し講演会を開催。また、町民 2,000 人を対象とした議会アンケート調査を実施し、町民からも議員のなり手不足の要因や解消策について尋ねた。この議会アンケート調査を分析し、議員個々の対応、議会全体の対応、事務局の対応と 3 者の立場で議会活性化を推進することで、町民の福祉の増進を図ることとした。

2 芽室町の概要

総世帯数 7,859 世帯、総人口 18,809 人、男 8,974 人、女 9,835 人
(平成 29 年 3 月末現在)

芽室町は、十勝平野の中央部に位置し、日高山脈の分水嶺に源を発する美生川、芽室川と町の北部を西から貫流する十勝川の清流を控え、概ね平坦肥沃な大地の農業に最適の地である。面積は 513.76 km²で、農業を基幹産業とし、肥沃な大地と気候条件に恵まれ、小麦・てん菜・ばれいしょ・豆類・スイートコーンなどの畑作では、道内有数の生産量を誇っている町である。

芽室町議会は、議員定数 16 名。総務経済常任委員会 8 名、厚生文教常任委員会 8 名、議会運営委員会 7 名の構成となっている。

(1) 議会改革について

ア 経緯

平成 16 年 10 月に議会基本条例・自治基本条例の研修会を開催し、平成 18 年 10 月には栗山町議会と登別市議会を調査、視察し、議論の末、議会基本条例制定を見送り、自治基本条例中に「議会と議員活動の原則」を盛り込むこととした。平成 19 年 3 月に 4 条文を盛り込んだ自治基本条例が制定されるが、平成 22 年 11 月には議会基本条例を制定すべきとの意見が浮上し、平成 23 年の改選後、検討すべきものとした。

改選後、議会改革・活性化の各研修会を開催したところ、自治基本条例の議会条文では不足感があり、議会改革・活性化を進める上で議会基本条例の制定が必要との議論が高まり、平成 24 年 3 月に議長が議会運営委員会に諮問。平成 24 年 5 月に福島町議会を調査・視察し、6 月には「必要」として議長に答申した。7 月から協議を開始し、6 か月後の平成 25 年 3 月に議会基本条例を全会一致で可決された。

イ 内容

議会基本条例は平成 25 年 4 月 1 日に施行された。基本的には、それまで積み上げてきた議会改革・活性化策とこれから新たに取り組む議会改革・活性化策を明記している。

議会基本条例と共に、①政治的倫理条例の制定、②議会会議条例の制定、③通年議会制スタート、④文書質問制度スタート、⑤傍聴者への配慮、⑥議会改革諮問会

議の設置、⑦議会だよりの通年発行の7項目の議会改革をスタートさせた。

また、議会改革・活性化策として、①議会活性化計画（PDCA）、②議員研修計画、③議会ICT計画、④政策形成サイクルの導入を行っている。③により、facebookやLINE、TwitterのSNSを活用し、平成28年5月からはタブレットを導入している。平成25年には議会白書の作成・公表、全会議のインターネット中継・録画配信、平成27年には政策提言の決議、予算特別委員会の常設、議会災害時対応基本計画の策定を行っている。

平成29年の議会改革・活性化強化策として、①議会政策形成サイクルの進化、②町民との意見交換会の深化と充実、③参考人制度・公聴会制度等の実践検討、④議員間討議の強化を行っている。

(2) 議会サポーター制度について

ア 目的

議会改革・活性化を議会及び議員のみで成し遂げることは至難の業である。議会モニター制などにより町民の声を生かすとともに、外部機関のネットワークを積極的に活用し、任期の4年間の中で現実を重視する必要もある。

イ 経緯

平成23年に議会改革・活性化の各研修会を開催し、その後平成24年北海道大学公共政策大学院包括連携協定で2識者の協力を得ることとなった。議会基本条例案策定で3識者の協力を得て、平成24年4月1日に5名のサポーターを委嘱し、栗山町議会サポーター制度を参考に制度を設計した。

ウ 内容

議会基本条例にも明記し、現在、2代目のサポーターとして8人に議長が委嘱している。サポーターは主に、議員研修の講師となり、議会運営上の様々な分野でのアドバイスや政策形成をベースとした所管事務調査にも助言をしている。

サポーターには講演の際に謝礼を支払うが、それ以外の報酬等はない。

III まとめ

今回視察した浦幌町議会、芽室町議会とも議会基本条例の制定が必要と考え、制定後に、その具体策として「議会の活性化」や「議会活性化計画」を作り、議会モニター制度、議会サポーター制度、まちなかカフェ、議会白書発行などの取り組みを進め、ホームページのみならずSNSを活用し、広く公開していた。また、議会活性化のために議員全員がまとまり同じ方向を向いて、「個々の議員」、「議会全体」、「議会事務局」の三者が一体となり議会活性化を進めているのが伺えた。

本町議会も、議会と議員の意識改革により、従来から積み上げてきたものを点検整理しながら、今一度、議会改革について議員間で協議し、町民の意見を聴取して町民のための議会活動に結びつく、住民参加型の「開かれた議会」にしていくための議論を深めていくことが重要だと感じた。

町民に「開かれた議会」をめざし、今後も議論を深めながら、一つひとつできる改革から進めていくべきである。